

入 札 説 明 書

令和8年度ネットワークセキュリティ診断委託契約

川 崎 市

総務企画局 デジタル化施策推進室

(注) この入札説明書は入札日に回収いたしますので必ず御持参ください。

入 札 説 明 書

「令和８年度ネットワークセキュリティ診断委託契約」に関する入札等については、川崎市公告第号及び関係法令等に定めのあるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和８年度ネットワークセキュリティ診断委託契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町１番地 川崎市役所本庁舎 他

(3) 履行期間

令和８年１１月３０日から令和９年３月３１日まで

(4) 調達概要

ネットワークセキュリティ診断委託

詳細は「入札仕様書」によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和 7・8 年度業務委託有資格業者名簿の業種が「電算関連業務」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 情報処理推進機構が作成した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」の「情報セキュリティ監査サービス」に記載のある業者であること。
- (5) ネットワークセキュリティ診断について、本市又はその他の政令指定都市若しくは都道府県に対し、類似の契約履行実績があること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地 川崎市役所本庁舎１０階

総務企画局デジタル化施策推進室 担当 小松、斎藤

電 話 044-200-3076

FAX 044-200-3752

E-mail 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和８年１０月１５日（木）から令和８年１０月２３日（金）までとします（土曜日及び日曜

日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

(3) 提出書類

ア 競争参加申込書

イ 上記2(5)を証明する契約書等の写し

契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

(4) 提出方法

持参に限る。

4 確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により確認通知書及び入札説明書をメールで交付します。

(1) 送付日

令和8年10月30日(金)

(2) その他

入札説明書は3(1)の場所において令和8年10月15日(木)から令和8年10月23日(金)まで縦覧に供します(土曜日及び日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 仕様書等に関する問合せ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和8年10月30日(金)午前8時30分から令和8年11月6日(金)午後5時15分まで、入札説明書に添付の質問書で受付けます。

また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日及び日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

回答については令和8年11月12日(木)までに全者にFAXもしくはメールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 契約総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種調査、設定、代行手続き等に係る一切の費用を含め見積もるものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者

であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年11月18日（水）午前11時00分

場所 川崎市役所本庁舎10階 開発室2

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません。入札前に委任状を提出してください。

9 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

10 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者は契約書2通を作成し、令和8年11月25日（水）午後5時15分までに3(1)の場所に持参してください。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所又は川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) この入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。
- (2) この入札説明書は、開札後回収します。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。

提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

12 添付資料

- (1) 仕様書
- (2) 質問書
- (3) 委任状記載例（見本）
- (4) 入札（見積）書
- (5) 契約書（案）
- (6) 競争参加申込書

令和8年度ネットワークセキュリティ診断委託契約 仕様書

1 作業名

令和8年度ネットワークセキュリティ診断委託契約

2 目的

本市のインターネット・イントラネットシステムに対して、ネットワーク内部でのオンサイト検査にて、市内各サーバ群に対しての総合的なネットワークセキュリティ診断を実施し、本市のネットワーク構成、各サーバ設定等の脆弱性・問題点を検証し、それらの脆弱性・問題点を解決するための指標とする。

3 作業内容

(1) サーバ内部設定調査

ア 作業内容

次のサーバの OS 及びソフトウェアの設定内容を検証し、問題点を指摘するとともに推奨設定を提示すること。また、公開されているセキュリティに関するパッチや、脆弱性の情報への対応状況について確認すること。

(イ) 対象サーバ 計9台

a AD・ファイルサーバ関連

(a) AD サーバ#1	1 台
(b) ファイルサーバ#1	1 台
(c) ID 管理サーバ#1	1 台
(d) Microsoft 365 検証用 AD サーバ	1 台
(e) Microsoft Entra Connect サーバ#1	1 台
(f) 管理サーバ#1	1 台

b 情報系庁内共通仮想基盤サーバ関連

(a) コンポーネント	1 台
(b) 仮想基盤サーバ#1	1 台
(c) 仮想基盤サーバ#2	1 台

(イ) 各サーバ検査項目

a アカウント情報調査

管理者権限アカウントにおける環境設定の確認を行い、必要なセキュリティが適切に行われていること。また、不要な権限設定がされていないか確認すること。

b アクセスコントロール設定調査

サーバ上に設定されているファイル/ディレクトリに対するアクセス権限の設定状況を確認し、適切に設定されているか確認すること。また、ネットワークに対す

るアクセスコントロールが適切に設定されているか確認すること。

c パッチ適用状況調査

脆弱性に対する修正プログラム（セキュリティパッチ）の適用状況を確認し、必要なセキュリティ強度が適切に保持されているか確認すること。

d アプリケーション設定調査

サーバ上で稼動しているアプリケーションの設定状況を確認し、適切に設定されているか確認すること。

e 稼動サービス調査

サーバ上で稼動しているサービスの確認を行い、必要なサービスが適切に稼動しているか確認すること。

f 稼動プロセス調査

サーバ上でアクセスが許可されているポート番号の確認を行い、セキュリティを保持するための必要ポートが適切に許可されているか確認すること。

g セキュリティポリシー調査

セキュリティポリシーの設定状況を確認し、サーバにアクセス可能なユーザーとその利用可能なリソース、イベントログへの記録制御が、適切に行われているか確認すること。なお、ローカルセキュリティポリシーの反映状況を調査の上、適切に反映されていることを確認すること。

h アカウント関連ポリシー調査

アカウント関連ポリシーの設定状況を確認し、アカウントのロックアウト期間、失敗回数の閾値、パスワードの変更履歴、有効期間、変更禁止期間の管理、パスワード強度の設定が適切に行われているか確認すること。

i ログ取得設定調査

ログ取得の設定を調査し、監査が必要なセキュリティ関連のログ設定が適切に行われ、取得の漏れ等がないかを確認すること。

イ 作業条件

調査にあたっては、受注者側が市側に対して調査に必要な設定ファイル、コマンド出力結果等の一覧を要求し、市側は受注者に要求されたファイル等のうち提示可能なものを媒体に格納して受注者に提示するものとする。

ウ その他

ア以外にも調査すべき項目・観点等がある場合は、受注者は別途市側に協議の上、調査することを可とする。

(2) 擬似アタック

ア オンサイト診断

(ア) 次のサーバにオンサイト診断を実施する。検査端末の設置場所等は、本市と受注者で別途協議とする。

(イ) 対象サーバ 計 9 台

a AD・ファイルサーバ関連

(g) AD サーバ#1	1 台
(h) ファイルサーバ#1	1 台
(i) ID 管理サーバ#1	1 台
(j) Microsoft 365 検証用 AD サーバ	1 台
(k) Microsoft Entra Connect サーバ#1	1 台
(l) 管理サーバ#1	1 台

b 情報系庁内共通仮想基盤サーバ関連

(d) コンポーネント	1 台
(e) 仮想基盤サーバ#1	1 台
(f) 仮想基盤サーバ#2	1 台

イ 作業条件

- (ア) スキャニングツールのみでなく、手動キーボードオペレーションによる擬似アタックを実施すること。(スキャニングツールで検出した問題点についても、手動により確認を行い、最終的に正しい結果のみ提出すること。)
- (イ) 一般的に知られているD o S (サービス妨害) 攻撃に関する脆弱性について、診断により得られたバージョン情報等から確認し、報告すること。ただし、実際のD o S 攻撃は実施しないこと。
- (ウ) 非常に危険な脆弱性が確認された場合には、逐次緊急レポートを作成し報告すること。

4 全般作業条件

- (1) 診断方法 (作業手順、作業方法、影響範囲) については、受注者が市に提案し、市担当職員の下承を得た上で実施すること。
- (2) 作業実施体制図及び作業実施スケジュールを提出すること。
- (3) 本作業実施の際、知りえた秘密について、本作業実施時及び本作業終了後において他にもらさないこと。
- (4) 診断のために取得したデータについては、本作業終了後、破棄すること。
- (5) 作業に当たっては、本市インターネット・イントラネットシステムに重大な影響を与えることのないよう十分注意し、影響が生じた場合の対応方法についても併せて提案すること。
- (6) 作業に必要なパソコン、ネットワーク機器、ケーブル等は受注者の負担とする。
- (7) 作業に利用するパソコンには、ウイルス対策ソフトを導入し、検査日時点で最新のパターンファイルに更新しておくこと。また、事前に利用するパソコンの機種、スペック等の情報を文書で提出すること。

- (8) 作業時間は、原則として業務時間外とする。ただし、詳細については、受注者と別途協議を行う。
- (9) 作業等に当たって本庁舎 10 階への入室を要するため、事前に誓約書を提出すること。

5 結果報告会

- (1) 作業実施後において、検査方法、検査結果、対応方法等について説明するための作業報告を行うこと。
- (2) 報告会は令和 8 年 3 月中旬までに、診断を実施した者が参加の上で行うこと。なお、診断スケジュールの作成にあたっては、市側の了解を得た上で、報告会に間に合うようにスケジュールを立てること。
- (3) 診断結果等について、市及びサーバ運用保守業者からの質問等について対応すること。

6 成果物

成果物の納入に当たっては、Microsoft Word、Microsoft Excel 等で作成したものを DVD-R、CD-R 等 1 枚に格納し、最新のパターンファイルによりウイルスチェックを実施した上で納品すること。紙媒体での納品は不要とする。

なお、様式は任意とするが、使用言語は日本語に限る。

(1) 診断実施計画書

次の内容を記載し、診断実施前までに提出すること。

- ア 作業実施体制図
- イ 作業実施スケジュール
- ウ 診断方法（実施手順、作業方法、影響範囲）
- エ 影響が生じた場合の対応方法
- オ その他

(2) 診断結果報告書

次の内容を記載し、全体版と診断サーバごとにまとめ、結果報告会までに提出すること。

- ア 診断概要（診断日時・診断対象一覧・診断方法・手順書等）
- イ 診断項目一覧
- ウ 診断結果の全体的なサマリ
- エ 発見されたセキュリティ上の全問題点一覧
- オ エの詳細情報
 - (ア) ツールの出す結果について、実施者の解釈を加えること
 - (イ) 証拠となるイメージがある場合は添付すること
 - (ウ) 脆弱点が埋め込まれていた場合には、原因について言及すること
- カ オを解決するための具体的対策方法（最新パッチ情報等についても記載すること）
- キ 各診断対象ノード上で入手できたファイル・ログ情報

ク その他必要な内容

7 その他

作業実施に当たって必要なシステム構成図、ネットワーク構成図等については、受注者に提示する。

令和8年度ネットワークセキュリティ診断委託契約

質 問 書

令和 年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

会 社 名

代 表 者 名

印

質 問 事 項

質問締切：令和8年11月6日（金）午後5時15分まで

(見本)

委 任 状

「令和8年度ネットワークセキュリティ診断委託契約」において、次の者を代理人として定め、次の事項に関する権限を委任します。

- 委任事項
- 1 入札（見積）に関すること。
 - 2 開札の立ち会いに関すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）川崎市長

委任者（代表者）

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者（代理人）

所 在 地

商号又は名称

受任者職氏名

印

入札（見積）書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

代 理 人 名

印

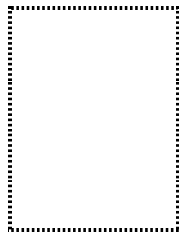
次の金額で請負（供給）したいので川崎市契約規則を堅く
守り入札（見積り）します。

		十億			百万			千			円
--	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(件 名 令和8年度ネットワークセキュリティ診断委託契約)

(履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 他)

- 注 1 本書は、入札（見積り）件名を記載した封筒に封入してください。
- 2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入し、頭初に¥を記入してください。
訂正したものは無効とします。
- 3 代理人が入札をする場合は、代表者及び代理人の記名押印が必要です。



委 託 契 約 書

令和 8 年度

件 名 令和 8 年度ネットワークセキュリティ診断委託契約									
履行場所 川崎市川崎区宮本町 1 川崎市役所本庁舎 他									
・ 契約金額		¥		百万			千		円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ _____									
履行期間 令和 8 年 1 1 月 3 0 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日									
契約保証金納付の内訳 ☐ 現 金 ☐ 有価証券			金額 川崎市契約規則第 3 3 条第 5 号の適用により納付を免除						
			付記（有価証券の種類及び評価額等）						
その他の事項 なし									

上記の委託について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 川 崎 市
川 崎 市 長 福 田 紀 彦

受注者
商号または名称

代表者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び別紙の仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、別紙の仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び別紙の仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡、貸与又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第3条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第5条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（再委託の禁止等）

第4条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

- 2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第5条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

- 2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、または、発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

（個人情報の適正な維持管理）

第5条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

（指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止）

第6条 受注者は、この契約の履行に必要な受託業務に関する情報を他の用途に使用してはならない。また、あらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行にあたり、発注者に指示された以外に受託業務に関する情報の複写及び複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第8条 受託業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は受託業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約にかかわるすべての情報の記録等、受託業務完成に必要なものは、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物のすべてについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(成果物及び情報資産の授受並びに搬送)

第9条 この契約の成果物及び受託業務に関する情報資産の授受は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 成果物及び受託業務に関する情報資産の授受のための搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(情報資産の保管及び破棄)

第10条 受注者は、この契約の履行にあたり、受託業務に関する情報資産の保管及び破棄を行う場合は、発注者の指示に従い安全適切に取り扱うものとする。

(情報資産の保護)

第11条 受注者は、磁気媒体、入出力帳票、関連ドキュメント等受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(実施責任者の選任及び報告)

第12条 発注者及び受注者は、この業務の履行にあたり、相手方と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる実施責任者をあらかじめ選任し、書面により相手方に通知するものとする。実施責任者を変更する場合もまた同様とする。

2 受注者の実施責任者は、次の各号の事項を行うものとする。

(1) ネットワーク運用保守業務に従事する受注者の技術者への指示管理。

(2) ネットワーク運用保守業務に関する発注者への報告及び通知。

(3) その他ネットワーク運用保守業務に関する事項。

(業務内容の変更等)

第13条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは委託契約金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第14条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第15条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託契約金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第16条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(作業報告書の提出)

第17条 受注者は、1か月間の履行状況の内容を記入した「業務報告書」の当該月分を翌月末まで（ただし、3月分にあつては3月31日）に作成し発注者に提出するものとする。

(損害の負担)

第18条 業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第19条 受注者は、別表記載の各履行期間に応じた所定の業務を完了したときは、直ちに業務一部完了届（ただし、3月の履行期間にあつては業務完了届）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届又は業務一部完了届を受理した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。

4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

(委託代金の支払)

第20条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求を受けた日から起算して30日以内に、各月、別表に定める金額を支払うものとする。

(部分使用)

第21条 発注者は、第19条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約不適合責任)

第22条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第22条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第19条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年間以内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第23条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。
- 3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第20条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず第22条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第24条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。
- (8) 第24条の5又は第24条の6の規定によらないで契約解除を申し出たとき。

(9)受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の任意解除権）

第24条の3 第24条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めたときは、契約を解除することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条の4 第24条又は第24条の2に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第24条の5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第24条の6 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

(1)第13条の規定により業務内容を変更したため委託契約金が3分の2以上減少したとき。

(2)第13条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条の7 第24条の5又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第25条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。
- 4 第2項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 第24条又は第24条の2の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。
- 6 第24条の3、第24条の5又は第24条の6の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第25条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第24条又は第24条の2の規定により契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

3 第1項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(解除に伴う措置)

第26条 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。
- 3 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用（以下「撤去費用」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
- (1)業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第24条又は第24条の2によるときは受注者が負担し、第24条の3、第24条の5又は第24条の6によるときは発注者が負担する。
- (2)調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。
- 4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 5 第1項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第24条又は第24条の2によるときは発注者が定め、第24条の3、第24条の5又は第24条の6の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に対する賠償金等)

第27条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1)公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、排除措置命令等が確定したとき。
- (2)受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1)排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2)前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第1項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(発注者への報告等)

第28条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第29条 この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)によるほか発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

競 争 参 加 競 申 込 書

令和 年 月 日

(あて先)

川崎市長

業 者 コー ド ()

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和8年10月15日付けで公告された次の調達的一般競争入札に参加を申し込みます。

1 件名

令和8年度ネットワークセキュリティ診断委託契約

2 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 他

3 業種・種目

「電算関連業務」

4 参加要件

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和7・8年度業務委託有資格業者名簿の業種が「電算関連業務」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 情報処理推進機構が作成した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」の「情報セキュリティ監査サービス」に記載のある業者であること。
- (5) ネットワークセキュリティ診断について、本市又はその他の政令指定都市若しくは都道府県に対し、類似の契約履行実績があること。

5 その他提出書類

上記 4 (5) を証明する契約書等の写し